



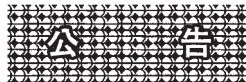
長野県報

9月30日(月)
平成25年
(2013年)
号外

目次

公 告

人事行政の運営等の状況の公表(人事課) 1



公告

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年長野県条例第1号)第6条の規定により、長野県の人事行政の運営等の状況について、別冊のとおり公表します。

平成25年9月30日

長野県知事 阿部 守一

人 事 課

長野県報 平成 25 年 9 月 30 日号外別冊

長野県の人事行政の運営等の状況

平成 25 年 9 月

長 野 県

目 次

1	職員の任免及び職員数に関する状況	1
(1)	新規採用者数	1
(2)	退職者数	2
(3)	定期異動の状況	3
(4)	派遣職員数	4
(5)	女性職員の登用状況	4
(6)	職員数の状況	5
2	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	7
(1)	勤務時間の状況	7
(2)	休暇及び休業等の状況	8
(3)	時間外(超過)勤務の状況	8
3	職員の分限及び懲戒処分の状況	9
(1)	分限処分数	9
(2)	懲戒処分数	9
4	職員のサービスの状況	10
(1)	職員のサービス違反	10
(2)	営利企業等の従事許可	10
5	職員の研修及び勤務成績の評定等の状況	11
(1)	職員研修の実績	11
(2)	勤務成績の評定及び人事評価の実施状況	12
6	職員の福祉及び利益の保護の状況	13
(1)	健康診断等の実施状況	13
(2)	共済組合の負担金・掛金	14
(3)	職員互助会の掛金・補助金	15
(4)	公務・通勤災害の認定状況	16
7	職員給与等の状況	17
(1)	人件費の状況	17
(2)	職員給与費の状況	17
(3)	ラスパイレス指数の状況	17
(4)	給与改定の状況	18
(5)	一般行政職給料表の状況	18
(6)	職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	18
(7)	職員の初任給の状況	21
(8)	職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	21
(9)	級別職員数等の状況	22
(10)	職員の手当の状況	25
(11)	特別職の報酬等の状況	31
(12)	公営企業職員の状況	32
8	職員の競争試験及び選考の状況	39
(1)	採用試験の日程	39
(2)	採用試験の実施状況	46
(3)	採用選考の実施状況	48
9	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	49
10	勤務条件に関する措置の要求の状況	51
11	不利益処分に関する不服申立ての状況	51

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 新規採用者数（平成24年度）

(人)

区分	部門	採用職種	事務技術の別	採用者数
試験	一般	上 級	事 務	102
			技 術	61
			(上級計)	163
		中 級	事 務	0
			技 術	2
			(中級計)	2
		初 級	事 務	12
			技 術	7
			(初級計)	19
	教育	小・中学校事務職員		10
		小・中学校栄養職員		3
	警察	警察官 A		110
		警察官 B		48
		警察職員上級		5
警察職員初級		3		
試験採用計				363
選考	一般	特定任期付	事 務	0
			技 術	1
		一般任期付	事 務	0
			技 術	0
		任期付研究員	技 術	0
		身体障害者	事 務	1
			技 術	0
		民間経験者	事 務	11
			技 術	10
		外郭団体職員	事 務	0
			技 術	0
		看護師	技 術	3
		医 師	技 術	2
		獣医師	技 術	15
		診療放射線技師	技 術	1
		歯科衛生士等	技 術	2
		看護大学教員等	技 術	5
		ヘリコプター整備士	技 術	0
		割 愛	事 務	3
			技 術	3
	技能労務職	技 術	0	
		再任用	事 務	32
			技 術	8
	教育	教 諭		385
		養護教諭		8
		寄宿舎指導員・実習助手		11
		再任用		194
		身体障害者	小・中学校事務職員	1
	警察	警察官		28
		警察職員		3
再任用		警察官	6	
		警察職員	2	
選考採用計				735
合 計				1,098

(2) 退職者数 (平成24年度)

① 一般行政

(人)

区 分		一般行政
定年	部長級	20
	課長級	59
	課長補佐級以下	111
	計	190
早期	部長級	1
	課長級	7
	課長補佐級以下	93
	計	101
合 計		291

② 教育行政

(人)

区 分		事務局等	小・中学校	高等学校	特別支援学校	計
定年	校 長	0	87	20	2	109
	教 頭	0	4	3	0	7
	教諭等	0	126	94	12	232
	事務・栄養職員	0	18	0	0	18
	計	0	235	117	14	366
早期	校 長	0	2	2	0	4
	教 頭	0	2	2	0	4
	教諭等	0	124	41	2	167
	事務・栄養職員	0	16	0	1	17
	計	0	144	45	3	192
合 計		0	379	162	17	558

③ 警察行政

(人)

区 分		警察行政
定年	警察官	96
	警察職員	18
	計	114
早期	警察官	89
	警察職員	6
	計	95
合 計		209

(3) 定期異動の状況

① 異動者数 (平成24年4月1日転出ベース)

ア 一般行政

(人)

区 分	一般行政
部 長 級	26
課 長 級	241
課長補佐級	342
係 長 級	537
そ の 他	763
計	1,909

イ 教育行政

(人)

区 分	事務局等	小・中学校	高等学校	特別支援学校	計
校 長	0	205	32	4	241
教 頭	0	200	44	2	246
教諭等	0	1,902	385	132	2,419
事務・栄養職員	0	193	0	0	193
計	0	2,500	461	138	3,099

ウ 警察行政

(人)

区 分	警察行政
警察官	1,204
警察職員	169
計	1,373

② 昇任者数 (平成24年4月1日転入ベース)

ア 一般行政

(人)

区 分	一般行政
部 長	17
課 長	95
課長補佐	134
係 長	204
計	450

イ 教育行政

(人)

区 分	事務局等	小・中学校	高等学校	特別支援学校	計
校 長	0	101	21	3	125
教 頭	0	99	24	6	129
計	0	200	45	9	254

ウ 警察行政

(人)

区 分		警察行政
警察官	警 視	20
	警 部	31
警察職員	管理幹	4
	課長補佐	10
計		65

(4) 派遣職員数 (平成24年 4月1日現在)

市町村等への支援や職員の資質向上のため、他団体との職員交流を実施しています。

(人)

派遣先	一般行政	教育行政	警察行政
市町村等	40	75	13
民間・NPO・大学	9	160	0
都道府県	3	2	31
省庁等	16	21	27
公益的法人等	69	0	0
計	137	258	71

(5) 女性職員の登用状況 (平成24年 4月1日現在)

職場における男女共同参画を進めるため、女性職員の登用及び職域拡大に努めています。

区分		総登用数 A (人)	うち女性数 B (人)	割合 B/A (%)	
一般行政	部長級	63	1	1.6%	
	課長級	540	23	4.3%	
	課長補佐級	787	65	8.3%	
	係長級	1,433	176	12.3%	
	計	2,823	265	9.4%	
教育行政	校長	654	65	9.9%	
	教頭	705	97	13.8%	
	計	1,359	162	11.9%	
警察行政	警察官	警視	120	0	0.0%
		警部	249	2	0.8%
	警察職員	管理幹	27	0	0.0%
		課長補佐	78	5	6.4%
	計	474	7	1.5%	

(6) 職員数の状況

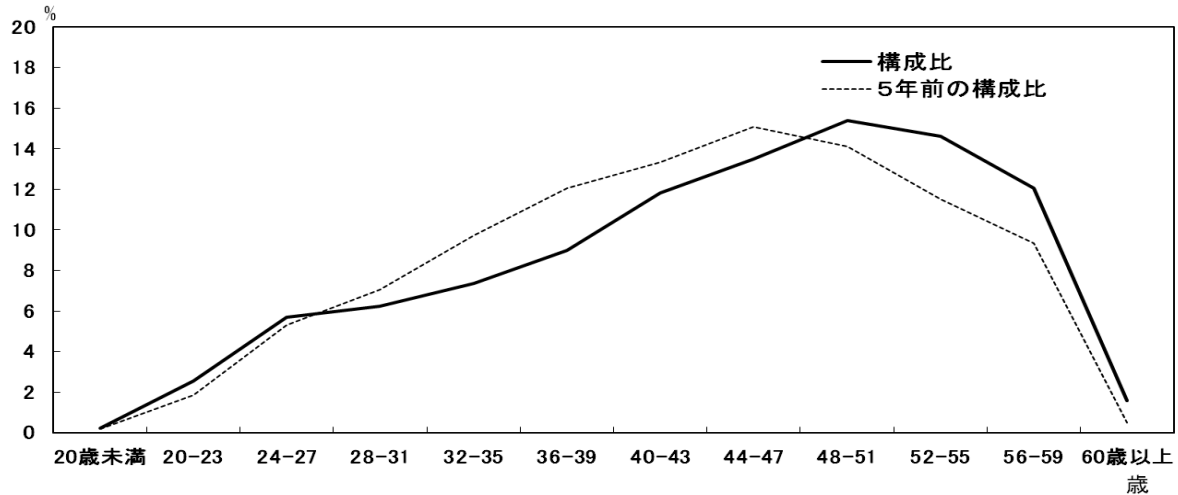
① 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

(人)

分 部 門	区	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成24年	平成25年		
普通会計部門	議会	37	37	0	
	総務企画	770	771	1	
	税務	266	270	4	
	一般行政部門	438	428	△10	指定管理者への派遣職員の減等
	衛生	946	906	△40	県立病院機構への派遣職員の減等
	労働	152	149	△3	
	農林水産	1,246	1,236	△10	農地整備業務の減等
	商工	314	326	12	新市場開拓支援業務の増等
	土木	1,018	1,028	10	災害派遣職員の増等
	計	5,187	5,151	△36	(参考：人口10万人当たり職員数237.86人)
	教育部門	17,971	17,808	△163	児童・生徒数の減による減員等
	警察部門	3,848	3,855	7	警察官政令定員改正に伴う増員等
	小 計	27,006	26,814	△192	(参考：人口10万人当たり職員数1,238.18人)
公営企業等会計部門	病院	0	0	0	
	水道	55	50	△5	浄水場運転管理業務の民間委託等
	下水道	38	38	0	
	その他	57	57	0	
	小 計	150	145	△5	
合 計		27,156 [29,017]	26,959 [28,901]	△197 [△116]	(参考：人口10万人当たり職員数1,244.87人)

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。地方公務員の身分を保有する休職者、育児休業中の職員、育児休業中の職員に対する代替職員（育休任期付職員）、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。
- 2 []内は、条例定数（予算定数）の合計です。

② 年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	60人	694人	1,546人	1,689人	1,997人	2,443人	3,206人	3,662人	4,178人	3,974人	3,278人	428人	27,155人

（注） 職員数には教育長を含まないため、①の職員数と一致していません。

③ 職員数の推移

		(人)						
部門	区分	20年	21年	22年	23年	24年	25年	過去5年間の増減数(率)
	一般行政		5,344	5,237	5,275	5,194	5,187	
教育		18,632	18,382	18,247	18,113	17,971	17,808	△824 (△4.4%)
警察		3,814	3,826	3,797	3,841	3,848	3,855	41 (1.1%)
普通会計計		27,790	27,445	27,319	27,148	27,006	26,814	△976 (△3.5%)
公営企業等会計計		1,266	1,279	141	145	150	145	△1,121 (△88.5%)
総合計		29,056	28,724	27,460	27,293	27,156	26,959	△2,097 (△7.2%)

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成24年度）

一般的な職員の勤務時間（平成24年4月1日現在）

区 分	1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
一般行政 教育行政	38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
警察行政	38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分
		8時30分	12時15分	/
		8時30分	21時30分	12時00分～13時00分 19時15分～19時30分

- (注) 1 業務の状況を考慮して開始時刻を変更する場合や、交替制勤務機関や学校などにおいて勤務の特殊性から上表により難しい場合の勤務時間は別に定めています。
- 2 学校における休憩時間については、校長が別に定めています。

(2) 休暇及び休業等の状況 (平成24年度)

① 休暇の取得状況

年次休暇	総付与日数	総使用日数	全対象職員数	平均使用日数	消化率
	A (日)	B (日)	C (人)	B/C (日)	B/A (%)
	571,159	149,391.3	14,717	10.15	26.2%

(注) 1 対象期間は、平成24年1月1日から平成24年12月31日までです。

2 小・中学校教職員を除きます。

介護休暇	延取得者数 (人)
	191

療養休暇 (連続30日超)	取得者数 (人)
	361

② 休業等の取得状況

区 分	育児休業 取得者数 (人)	育児短時間 勤務職員数 (人)	部分休業 取得者数 (人)	自己啓発休業 取得者数 (人)
	男	5	0	1
女	945	17	22	2
計	950	17	23	2

(注) 前年度から引き続いて休業している職員を含みます。

(3) 時間外 (超過) 勤務の状況 (平成24年度)

区 分		時間外勤務時間 (1人当たり)
教員及び小・中学校 職員を除く行政職員	本 庁	142.4
	現 地	61.3
	計	81.5
警察行政職員	警察本部	477.0
	警察署	516.0
	計	504.0

3 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分数（平成24年度）

分限処分は、一定の事由がある場合に、職員の意に反して行われる不利益処分であり、公務の能率維持及び適正運営確保のために行われるものです。

(人)

処分手由		処分の種類				計	失職
		降任	免職	休職	降給		
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号	0	0			0	
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号 第2項第1号	0	0	223		223	
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	0			0	
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0			0	
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号			4		4	
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項			0		0	
計		0	0	227	0	227	
地公法第28条第4項により失職した者							0
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者							0

(注) 1 同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

2 休職の期間が更新された場合は、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上しています。

(2) 懲戒処分数（平成24年度）

懲戒処分は、一定の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を問う不利益処分であり、公務における規律と秩序の維持のために行われるものです。

(人)

処分手由		処分の種類				計	訓諭等
		戒告	減給	停職	免職		
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	4	9	1	7	21	56
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	9	15	1	0	25	89
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	2	6	3	6	17	108
計		15	30	5	13	63	253

(注) 同一人が複数にわたって処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

4 職員のサービスの状況

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。

このサービス上の根本基準を基に、職員には多くの義務や制限が課せられています。

(1) 職員のサービス違反（平成24年度）

区 分	内 容	処分等者数 (人)
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務違反	職員は、職務を遂行するに当たって、法令・条例等及び上司の職務命令に従わなければならない。	0
信用失墜行為の禁止違反	職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。	23
秘密を守る義務違反	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様である。	0
職務に専念する義務違反	職員は、法令・条例に特別の定めがある場合を除き、勤務時間中、職務上の注意力のすべてを用い、職務にのみ専念しなければならない。	0
政治的行為の制限違反	職員（企業職員の一部を除く）は、政治活動等の一定の政治的行為をしてはならない。	0
争議行為等の禁止違反	職員は、ストライキ、サボタージュ等の争議行為又は怠業的行為をしてはならない。	0
営利企業等の従事制限違反	職員は、任命権者の許可がある場合を除き、営利を目的とする会社その他の役員を兼ね、又は自ら私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事務事業にも従事してはならない。	0
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等		1
公職選挙法違反		0
その他（上記に属さない職務上の非違行為）		39

(2) 営利企業等の従事許可（平成24年度）

許可件数	従 事 内 容
15件	<ul style="list-style-type: none"> ・大学の非常勤講師等 ・本の執筆 ・介護給付費等審査指導委員会委員 ・県出資第三セクター取締役 ・手術の執刀医 ・行政書士試験本部員 ・投票立会人

5 職員の研修及び勤務成績の評定等の状況

(1) 職員研修の実績（平成24年度）

一般的な行政職員を対象としたものを掲載しています。
これ以外にも教員や警察職員等を対象とした多種多様な研修があります。

区 分		対 象 者	回 数 等	期 間	人 員 (人)		
キャリア形成研修	課新規採用	I	新規採用職員	3 回	2泊3日	228	
		II	新規採用職員	3 回	2泊3日	223	
		小 計		6 回	—	451	
		新規採用職員福祉施設体験研修[体験型]	新規採用職員	10 回	1泊2日	220	
		主事・技師課程（採用3年目）	採用3年目の職員	3 回	1泊2日	119	
		主任級課程	新任主任級職員	3 回	通研2日	126	
		主査級課程	新任主査級職員	5 回	通研2日	155	
		係長級課程	新任係長級職員	8 回	通研2日	216	
		課長補佐級課程	新任課長補佐級職員	3 回	通研2日	121	
		課長級課程	新任課長級職員	2 回	通研1日	88	
	中 計		40 回	—	1,496		
特別研修 ／ 体験・交流研修		プレゼンテーション研修	主任級職員・主査級職員	8 回	通研半日	244	
		プレゼンテーション研修 【パワーポイントスキル向上コース】	本庁課長補佐級以下の職員	2 回	通研1日	26	
		民間企業に学ぶ行政経営基礎研修	係長級職員	1 回	通研半日	24	
		官民交流研修	課長補佐級職員	1 回	1泊2日	25	
		顧客サービス体験研修[体験型]	全職員	3 回	通研 3～4日	12	
		福祉施設体験研修[体験型]	全職員	14 回	通研3日	14	
		共感力向上研修（企業体験）[体験型]	係長級2年目の職員	82 回	通研5日	82	
		共感力向上研修（NPO業務体験）[体験型]	主査級以下の職員	27 回	通研3日	27	
		条例・規則等の読み方・作り方研修	全職員	1 回	通研2日	32	
		救命・緊急対応体得宿泊研修[体験型]	全職員	1 回	1泊2日	19	
		小 計		140 回		505	
	タ市 ↓ 町村 主催 職員 交流 研修 セン		リスクマネジメント研修	全職員	1 回	通研2日	8
			政策形成研修	全職員	1 回	通研2日	1
			政策法務研修	全職員	1 回	通研2日	2
			地域資源を活かしたまちづくり研修	全職員	1 回	通研2日	5
		折衝力・交渉力研修	全職員	2 回	通研2日	11	
	小 計		6 回		27		
	中 計		146 回	—	532		
	新規採用職員教育担当者研修	教育担当者	4 回	通研半日	202		
	ホスピタリティ向上研修	窓口対応職員等	4 回	通研半日	169		
	任用替職員支援研修	任用替となった職員	6 回	通研1日	235		
	育児休業復帰職員支援研修	育児休業復帰職員等	2 回	通研1日	18		
	通信研修	全職員	20 回	—	20		
	合 計		222 回	—	2,672		

(2) 勤務成績の評定及び人事評価の実施状況（平成24年度）

公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行うか、若しくは、以下の点を目的として定期的に人事評価（「職務遂行力評価」及び「業績評価」）を実施しています。

- ①組織の目標を踏まえて、職務を自己計画・自己評価により遂行できる職員の養成
- ②他者からのフィードバックによる自己理解の促進と、これを契機とした業績向上への動機付け
- ③上司と部下のコミュニケーションの活性化
- ④能力や意欲と実績を重視した人事管理の推進

【勤務成績の評定・職務遂行力評価】

評定・評価期間	平成24年1月～12月
評定・評価の回数	期末に1回
対象者数（人）	26,045

（対象者の内訳）

知事部局	4,741
行政委員会	30
県議会事務局	33
企業局	101
教育委員会	802
教育委員会の教員	16,549
警察本部	3,789
合計	26,045

【業績評価】

評価期間	前期：平成24年4月～平成24年9月 後期：平成24年10月～平成25年3月 （教育委員会の教員） 平成24年4月～平成25年3月
評価の回数	各期末に1回 （教育委員会の教員） 年度末に1回
対象者数（人）	前期：5,714 後期：5,940 （教育委員会の教員） 年度末：15,819

（対象者の内訳）

	前期	後期	年度末
知事部局	4,696	4,917	—
行政委員会	34	34	—
県議会事務局	37	37	—
企業局	112	112	—
教育委員会	835	840	—
教育委員会の教員	—	—	15,819
合計	5,714	5,940	15,819

※ 職員の採用・退職等に伴い、各評価の対象者数に異同がある。

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の実施状況（平成24年度）

職員の健康管理のため各種健康診断を実施するとともに、職員の心の健康づくりのため、研修会等のメンタルヘルス事業を実施しています。

① 定期健康診断

対 象 者	受診者 (人)
労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第44条、学校保健法第8条に基づく定期健康診断対象者	8,186

② 人間ドック

対 象 者	受診者 (人)
<一般行政> (1泊2日) 35歳, 39歳, 43歳, 47歳, 51歳, 55歳, 59歳 (日 帰 り) 33歳, 37歳, 41歳, 45歳, 49歳, 53歳, 57歳, 60歳, 退職予定者 <教育行政> (1泊2日) 35歳, 39歳, 43歳, 47歳, 51歳, 55歳, 59歳, 60歳, 64歳, 退職予定者 (日 帰 り) 33歳, 37歳, 41歳, 45歳, 49歳, 52歳, 53歳, 54歳, 56歳, 57歳, 58歳, 61歳, 62歳, 63歳, 65歳以上の者 <警察行政> (1泊2日) 40歳, 50歳 (日 帰 り) 35歳, 37歳, 42歳, 44歳, 46歳, 48歳, 52歳, 54歳, 56歳, 58歳, 59歳以上希望者	12,569

③ 特別検診の種類と受診者

特別検診の種類	受診者 (人)
胃検診	4,425
有機溶剤取扱者特別検診	326
特定化学物質特別検診	160
放射線業務従事者特別検診	135
福祉施設等職員特別検診	102
と畜検査業務等従事者特別検診	120
VDT作業従事者健康診断	1,921
B型肝炎予防接種（ワクチン接種）	228
B型肝炎予防接種（抗原・抗体検査）	1,303
B型肝炎予防接種（追加接種）	82
結核健診（予防）事業	31
脳ドック	614
一日健診	506
女性健診	7,496
骨密度検査	463
深夜業健康診断	997
高気圧作業健康診断（潜水業務）	27
けん銃特練生健康診断（鉛）	19
騒音作業健康診断	7
運転業務従事者健康診断	129
石綿取扱者特別検診	111

(2) 共済組合の負担金・掛金（平成24年度）

職員及びその扶養者の病気・負傷等に関する給付事業を実施しています。

区 分		地方職員共済組合 長野県支部	公立学校共済組合 長野支部	警察共済組合 長野県支部
組合員数（H25.3.31現在） （任意継続組合員を除く）		6,522 人	18,064 人	3,881 人
短期給付に 要する費用	負 担 金	1,805,999 千円	5,036,712 千円	981,583 千円
	掛 金	1,797,894 千円	4,996,646 千円	992,007 千円
介護給付金の納 付に要する費用	負 担 金	177,539 千円	455,005 千円	86,193 千円
	掛 金	179,800 千円	454,912 千円	87,728 千円
長期給付に 要する費用	負 担 金	7,283,672 千円	23,010,657 千円	3,925,796 千円
	掛 金	3,412,101 千円	10,369,843 千円	1,950,560 千円
組合の事務に 要する費用	負 担 金	17,256 千円	90,631 千円	21,229 千円
福祉事業に 要する費用	負 担 金	52,783 千円	170,460 千円	31,639 千円
	事業補助	72,986 千円	213,380 千円	27,912 千円
	掛 金	50,425 千円	170,428 千円	32,063 千円

(3) 職員互助会の掛金・補助金（平成24年度）

職員が心身ともに健康で働けるよう、福利厚生事業を実施しています。

区 分	長野県職員 互助会	長野県教職員 互助組合	長野県警察 職員互助会
会員数（H25.3.31現在） A	7,769 人	18,013 人	3,887 人
互助会に対する補助金 B	0 千円	0 千円	0 千円
会員による掛金額 C	209,391 千円	809,576 千円	93,871 千円
補助率 B/C	0.0 %	0.0 %	0.0 %
1人当たりの年間補助金額 B/A	0 円	0 円	0 円

(4) 公務・通勤災害の認定状況（平成24年度）

職員の公務上の災害又は通勤による災害防止に努めるとともに、被災した職員に対して補償を行っています。

① 常勤職員

(人)

区 分		職 員 数
公務災害	負 傷	204
	(死亡)	0
	疾 病	14
	(死亡)	0
	脳心疾患	0
	(死亡)	0
公務災害		218
(死亡)		0
通勤災害		15
(死亡)		0
合 計		233
(死亡)		0

- (注) 1 死亡事案の件数は内数です。
 2 脳心疾患には、外傷性のものは含みません。
 3 公務外・通勤災害非該当は含みません。

② 非常勤職員

(人)

区 分		職 員 数
公務災害	負 傷	3
	(死亡)	0
	疾 病	0
	(死亡)	0
	脳心疾患	0
	(死亡)	0
公務災害		3
(死亡)		0
通勤災害		1
(死亡)		0
合 計		4
(死亡)		0

7 職員給与等の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の 人件費率
24年度	2,134,866人	829,263,045千円	5,208,563千円	257,688,665千円	31.1%	30.3%

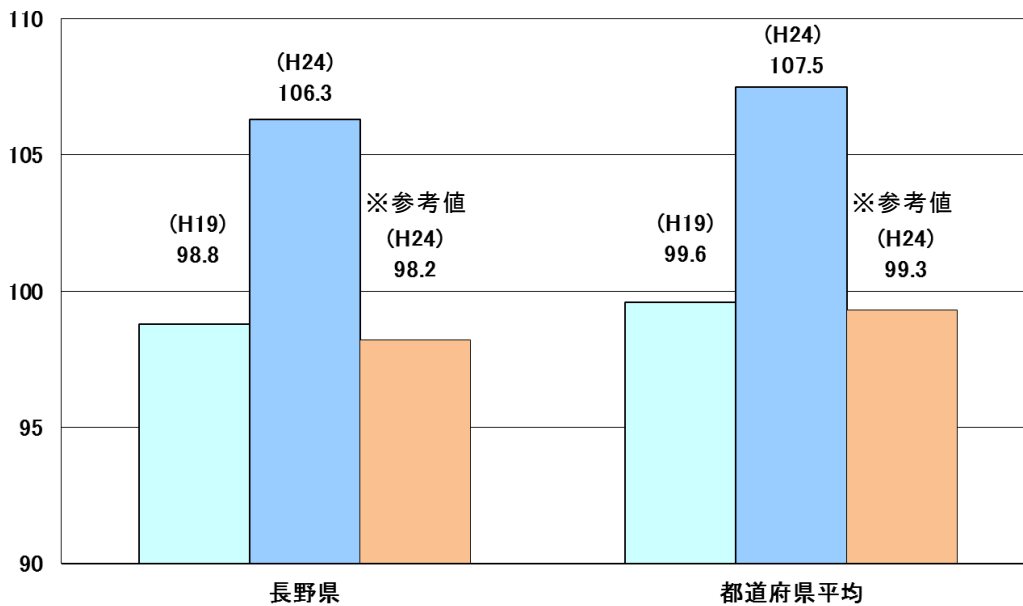
(注) 人件費には児童手当及び子ども手当を含みません。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
24年度	27,005人	121,028,292千円	21,064,262千円	43,641,753千円	185,734,307千円	6,878千円

(注) 職員手当には退職手当、児童手当及び子ども手当を含みません。職員数は、24年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数：106.0

(H24.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出)

(注) 「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
24年度	388,382円	388,387円	△5円 (0.00%)	0.00%	0.00%	0.00%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

② 特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
24年度	3.95月	3.95月	0.00月	0.00月	3.95月	3.95月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 一般行政職給料表の状況(平成24年4月1日現在)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1号俸の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700
最高号俸の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400	480,500	540,300

(6) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成24年4月1日現在)

代表的な職種の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額は、次のとおりです。

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長野県	45.4歳	345,814円	404,792円	380,771円
国	42.8歳	304,944円 (329,917円)	—	372,906円 (401,789円)
都道府県平均	43.5歳	336,945円	420,960円	377,603円

② 技能労務職

公務員						民間			参考
区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	区分	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
長野県	55.8歳	64人	283,700円	309,537円	299,093円	民間の類似職種	—	—	—
うち庁務技師	54.0歳	33人	297,445円	319,530円	306,401円	うち用務員	53.5歳	206.6千円	1.55
うち道路技師	56.2歳	9人	281,445円	316,015円	307,864円	うち建設機械運転工	44.3歳	318.6千円	0.99
国	49.7歳	3,479人	270,465(285,030)円	—	307,506(323,181)円	—	—	—	—
都道府県平均	50.2歳	461人	333,067円	389,758円	366,292円	—	—	—	—

【参考】年収ベース（試算値）での比較

公務員（長野県）		民間		参考
職種	年収（C）	職種	年収（D）	C/D
庁務技師	5,078.1千円	用務員	2,861.4千円	1.77
道路技師	4,856.7千円	建設機械運転工	4,101.8千円	1.18

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（用務員及び建設機械運転工は平成21～23年の3カ年平均）
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 公務員及び民間の年収データは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③ 高等学校、特別支援学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野県	46.8歳	390,321円	437,821円
都道府県平均	44.8歳	384,152円	444,582円

④ 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長野県	44.9歳	378,138円	419,980円
都道府県平均	43.8歳	370,304円	423,923円

⑤ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
長野県	39.2歳	322,193円	386,285円	354,863円
国	41.2歳	297,622円 (316,195円)	—	346,716円 (367,421円)
都道府県平均	39.3歳	322,203円	462,861円	367,205円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 3 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
 4 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(7) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

一般職のうち、代表的な職種の初任給は、次のとおりです。

区 分		長 野 県	国
一般行政職	大学卒	175,600円	総合職 172,557円 (181,200円) 一般職 163,987円 (172,200円)
	高校卒	142,300円	133,418円 (140,100円)
技能労務職	高校卒	137,200円	—
	中学卒	—	—
高等学校、特別支援 学校教育職	大学卒	196,200円	—
	高校卒	—	—
小・中学校教育職	大学卒	196,200円	—
	高校卒	—	—
警 察 職	大学卒	200,800円	総合職 193,413円 (203,100円) 一般職 190,460円 (200,000円)
	高校卒	168,400円	153,797円 (161,500円)

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(8) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成24年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	252,108円	308,619円	364,375円
	高校卒	216,950円	235,887円	300,004円
技能労務職	高校卒	—	—	260,285円
	中学卒	—	—	—
高等学校、特別支援 学校教育職	大学卒	302,288円	354,407円	394,322円
	高校卒	—	—	—
小・中学校教育職	大学卒	300,257円	356,270円	389,230円
	高校卒	—	—	—
警 察 職	大学卒	279,641円	338,363円	369,564円
	高校卒	251,400円	289,100円	332,403円

(9) 級別職員数等の状況 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

① 一般行政職

一般行政職の総職員数は 5,520 人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	1 複雑かつ困難な業務を行う本庁の部長の職務 2 極めて複雑かつ特に困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務	14人	0.3%
8 級	1 本庁の部長の職務 2 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務	45人	0.8%
7 級	1 複雑かつ困難な業務を行う本庁の課長の職務 2 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の長の職務 3 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う企画幹の職務	184人	3.3%
6 級	1 本庁の課長の職務 2 現地機関の長の職務 3 複雑かつ困難な業務をつかさどる現地機関の課長の職務 4 企画幹の職務	448人	8.1%
5 級	1 課長補佐の職務 2 現地機関の課長の職務	722人	13.1%
4 級	1 係長の職務 2 特に規模の小さい現地機関の課長の職務 3 規模の小さい現地機関の課長補佐の職務 4 担当係長の職務 5 主幹の職務 6 主査の職務	2,298人	41.6%
3 級	主任の職務	678人	12.3%
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	695人	12.6%
1 級	主事又は技師の職務	436人	7.9%

② 高等学校、特別支援学校教育職

高等学校、特別支援学校教育職の総職員数は 3,681 人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
4級	高等学校又は特別支援学校の校長の職務	95人	2.6%
3級	高等学校又は特別支援学校の教頭の職務	127人	3.5%
2級	高等学校又は特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	3,375人	91.7%
1級	高等学校又は特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務	84人	2.3%

③ 小・中学校教育職

小・中学校教育職の総職員数は 10,923 人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
4級	小学校又は中学校の校長の職務	584人	5.3%
3級	1 幼稚園の園長の職務 2 小学校又は中学校の教頭の職務	592人	5.4%
2級	幼稚園、小学校又は中学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務	9,394人	86.0%
1級	幼稚園、小学校又は中学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務	353人	3.2%

④ 警察職

警察職の総職員数は 3,412 人であり、級別の職員数は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9級	1 警察本部の部長の職務 2 極めて複雑かつ特に困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	18人	0.5%
8級	1 複雑かつ特に困難な業務を行う警察本部の課長の職務 2 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	24人	0.7%
7級	1 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の課長の職務 2 複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の長の職務	57人	1.7%
6級	1 警察本部の課長の職務 2 警察署の長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の次長の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う警察署の次長の職務	63人	1.8%
5級	1 警察本部の次長の職務 2 警察署の次長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職務 4 極めて複雑かつ困難な業務を行う係長の職務 5 極めて複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の課長の職務	464人	13.6%
4級	1 警察本部の課長補佐の職務 2 複雑かつ困難な業務を行う係長の職務 3 複雑かつ困難な業務をつかさどる警察署の課長の職務 4 複雑かつ特に困難な業務を行う主任の職務	908人	26.6%
3級	1 係長の職務 2 警察署の課長の職務 3 複雑かつ困難な業務を行う主任の職務 4 複雑かつ困難な業務を行う巡査長の職務	546人	16.0%
2級	1 主任の職務 2 巡査長の職務 3 比較的高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査の職務	867人	25.4%
1級	巡査の行う職務	465人	13.6%

(注) 長野県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

【参考】昇給への勤務成績の反映状況（一般行政職）

1	地方公務員法第40条に基づき、平成21年1月より職務遂行力評価、平成21年4月より業績評価を導入し、全職員を対象として勤務成績の評定を実施しています。
2	昇給日前1年間の勤務成績（職務遂行力評価及び業績評価の結果等）が良好である者の昇給区分を標準とし、勤務成績が良好で、かつ、当該期間中に昇任、昇格した者を上位区分、勤務成績が良好でない者を下位区分とします。

(10) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

長野県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,587千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20%・管理職加算15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20%・管理職加算10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

1 地方公務員法第40条に基づき、平成21年4月より業績評価を導入し、全職員を対象として勤務実績の評価を実施しています。
2 半年毎に、期首に業務目標を設定し、期末において業務目標に対する業績を5段階(A~E)で評価します。その評価結果に基づき勤勉手当の成績率を決定します。

② 退職手当(平成24年4月1日現在)

長野県	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 23.5月 30.55月	勤続20年 23.5月 30.55月
勤続25年 33.5月 41.34月	勤続25年 33.5月 41.34月
勤続35年 47.5月 59.28月	勤続35年 47.5月 59.28月
最高限度額 59.28月 59.28月	最高限度額 59.28月 59.28月
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3%~30%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)
1人当たり平均支給額 1,316千円 26,864千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当(平成24年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)		1,941,763千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)		67,056円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
東京都(特別区)	26人	18.0%	18.0%
大阪市	3人	15.0%	15.0%
名古屋市	3人	12.0%	12.0%
長野県(長野市、松本市、 諏訪市及び塩尻市)	11,036人	1.5%	3.0%
長野県(上記以外)	15,910人	1.5%	0%
医師	39人	15.0%	15.0%
平均支給率		1.5%	1.3%

(注) 「国の制度(支給率)」欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

④ 特殊勤務手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

支給実績（24年度決算）		1,450,613 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）		79,407 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）		28.9 %		
手当の種類（手当数）		36		
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
支給額の多い手当	教員 教員特殊業務手当	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの 対外運動競技等において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの 学校の管理下において行われる部活動における幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの、週休日若しくは休日等に行うもの又は半日勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間外に行うもの	勤務1日（泊を伴うものにあつては1泊）につき、6,400円の範囲内において長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額（被害が特に甚大な非常災害の際の業務に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）	
	刑事手当	警部以下の警察官	主として私服員として行った犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業	作業1日につき560円（作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は340円）
	夜間特殊業務手当	警察職員	交替制勤務により正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる特殊な業務	勤務1回につき1,100円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
	交通取締手当	警察職員	交通取締用自動車その他特殊自動車を運転する作業又は交通の指導取締り、交通整理、交通検問若しくは交通事故処理の作業	作業1日につき840円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
	警ら手当	警察官	警らの作業	作業1日につき340円（作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は200円）

手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
多くの職員に支給されている手当	教員特殊業務手当	<p>学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの</p> <p>対外運動競技等において幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等に行うもの</p> <p>学校の管理下において行われる部活動における幼児、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの、週休日若しくは休日等に行うもの又は半日勤務時間が割り振られた日の正規の勤務時間外に行うもの</p>	勤務1日（泊を伴うものにあつては1泊）につき、6,400円の範囲内において長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定める額（被害が特に甚大な非常災害の際の業務に従事した場合にあつては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）	
	入学者選抜手当	教育職員	<p>入学者選抜のための審査又は採点の事務及び進学生徒に関する調査書作成の事務</p>	1時間につき240円
	死体処理手当	警察職員	<p>(1)人の死体の処理作業に従事した警察職員</p> <p>(2)東日本大震災に対処するため人の死体を取り扱う作業等に従事した警察職員</p>	(1)にあつては作業1体につき3,200円、(2)にあつては作業1日につき2,000円を超えない範囲内において、作業の実態その他の事情を考慮して、任命権者が知事及び人事委員会と協議して定める額
	教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に置かれる教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務が困難であるとして長野県教育委員会が知事及び人事委員会と協議して定めるものの職務を担当する教育職員	当該担当に係る業務	業務1日につき100円
	刑事手当	警部以下の警察官	主として私服員として行った犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業	作業1日につき560円（作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合は340円）

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	3,186,942 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	323 千円
支給実績（23年度決算）	3,238,983 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	334 千円

⑥ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)									
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。	同じ	—	千円	円									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>13,000 円</td> </tr> <tr> <td>子、孫、父母、祖父母、弟妹、重度心身障害者</td> <td>1人につき6,500円（職員に配偶者がない場合はそのうち1人については11,000円）。 なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。</td> </tr> </tbody> </table>			区分	手当の額	配偶者	13,000 円	子、孫、父母、祖父母、弟妹、重度心身障害者	1人につき6,500円（職員に配偶者がない場合はそのうち1人については11,000円）。 なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。	3,469,820	242,984			
区分	手当の額													
配偶者	13,000 円													
子、孫、父母、祖父母、弟妹、重度心身障害者	1人につき6,500円（職員に配偶者がない場合はそのうち1人については11,000円）。 なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。													
住居手当	住宅を借り受け月額10,500円を超える家賃を支払っている職員、又は自宅に居住する職員に対し支給。	異なる	《国の制度》 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。 借家等 [家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-10,500円 [家賃月23,000円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額-23,000円)×1/2 (最高支給限度額:27,000円) 別居する配偶者のための借家等 上記の2分の1の額 自宅居住者 廃止(経過措置2,000円) 別居する配偶者のための自宅 廃止(経過措置1,000円)	千円	円									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>借家等</td> <td>[家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-10,500円 [家賃月23,000円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額-23,000円)×1/2 (最高支給限度額:27,000円)</td> </tr> <tr> <td>別居する配偶者のための借家等</td> <td>上記の2分の1の額</td> </tr> <tr> <td>自宅居住者</td> <td>廃止(経過措置2,000円)</td> </tr> <tr> <td>別居する配偶者のための自宅</td> <td>廃止(経過措置1,000円)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	手当の額	借家等	[家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-10,500円 [家賃月23,000円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額-23,000円)×1/2 (最高支給限度額:27,000円)	別居する配偶者のための借家等	上記の2分の1の額	自宅居住者	廃止(経過措置2,000円)	別居する配偶者のための自宅	廃止(経過措置1,000円)	1,637,460	111,772
	区分		手当の額											
	借家等		[家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-10,500円 [家賃月23,000円超] 支給額=12,500円+(家賃相当額-23,000円)×1/2 (最高支給限度額:27,000円)											
	別居する配偶者のための借家等		上記の2分の1の額											
自宅居住者	廃止(経過措置2,000円)													
別居する配偶者のための自宅	廃止(経過措置1,000円)													
借家等	[家賃月23,000円以下] 支給額=家賃相当額-12,000円 [家賃月23,000円超] 支給額=11,000円+(家賃相当額-23,000円)×1/2	自宅 支給なし												
別居する配偶者のための借家等	上記の2分の1の額													
自宅居住者	廃止(経過措置2,000円)													
別居する配偶者のための自宅	廃止(経過措置1,000円)													

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)												
通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。	異なる	〈国の制度〉 交通用具使用者の支給額 2,000円～24,500円 特急列車、高速道の加算限度額20,000円	千円 2,705,758	円 110,628												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通機関利用者</td> <td>6か月定期券等の価額により一括支給。1か月当たりの運賃等相当額（通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額）が55,000円まで。 ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額</td> </tr> <tr> <td>交通用具使用者</td> <td>使用距離に応じて2,440円～37,920円。（自動車・バイク・自転車とも同額） ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。（55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額）</td> </tr> </tbody> </table>					区分	手当の額	交通機関利用者	6か月定期券等の価額により一括支給。1か月当たりの運賃等相当額（通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額）が55,000円まで。 ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額	交通用具使用者	使用距離に応じて2,440円～37,920円。（自動車・バイク・自転車とも同額） ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。（55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額）						
	区分					手当の額											
交通機関利用者	6か月定期券等の価額により一括支給。1か月当たりの運賃等相当額（通勤のため特急列車等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、特急料金等を加算した額）が55,000円まで。 ただし、55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額																
交通用具使用者	使用距離に応じて2,440円～37,920円。（自動車・バイク・自転車とも同額） ただし、通勤のため高速道路を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについては、高速道路料金を加算した額。（55,000円を超えるときは、その超える額の1/2（上限30,000円）を55,000円に加算した額）																
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は23,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じて6,000円～12,000円を加算。	異なる	〈国の制度〉 6,000～45,000円を加算	千円 381,357	円 291,780												
宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。	同じ	—	千円 616,729	円 212,372												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額(勤務1回につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>病院(医師以外)</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>一般の宿日直</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>特別支援教育諸学校</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td>7,200円</td> </tr> </tbody> </table>					区分	手当の額(勤務1回につき)	医師	20,000円	病院(医師以外)	5,900円	一般の宿日直	4,200円	特別支援教育諸学校	6,900円	警察	7,200円
	区分					手当の額(勤務1回につき)											
	医師					20,000円											
	病院(医師以外)					5,900円											
	一般の宿日直					4,200円											
特別支援教育諸学校	6,900円																
警察	7,200円																
勤務管理職員特別手当	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した給料の特別調整額の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務1回につき12,000円以内（勤務が6時間を超える場合には18,000円以内）の額とする。	同じ	—	千円 33,612	円 227,108												
休日給	国民の祝日及び年末年始の休日の正規の勤務時間に勤務することを命ぜられた職員（教員を除く）に対して、勤務1時間当たりの額に135/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	—	千円 631,193	円 153,612												

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)										
給料の特別調整額	管理・監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。	同じ	—	千円 1,594,394	円 719,816										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級（行政職）</td> <td>94,800円～130,700円</td> </tr> <tr> <td>課長級（行政職）</td> <td>59,000円～ 80,700円</td> </tr> <tr> <td>学校の校長</td> <td>53,400円～ 74,300円</td> </tr> <tr> <td>学校の教頭</td> <td>34,700円～ 54,300円</td> </tr> </tbody> </table>					職	支給額	部長級（行政職）	94,800円～130,700円	課長級（行政職）	59,000円～ 80,700円	学校の校長	53,400円～ 74,300円	学校の教頭	34,700円～ 54,300円
	職					支給額									
	部長級（行政職）					94,800円～130,700円									
	課長級（行政職）					59,000円～ 80,700円									
学校の校長	53,400円～ 74,300円														
学校の教頭	34,700円～ 54,300円														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯等の区分</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>その他の世帯主である職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td>17,800円</td> <td>10,200円</td> <td>7,360円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	月額	17,800円	10,200円	7,360円					
世帯等の区分		世帯主である職員			その他の職員										
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員													
月額	17,800円	10,200円	7,360円												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師・歯科医師</td> <td>国家試験に合格してからの期間に応じ179,300円～365,500円</td> </tr> <tr> <td>理学療法士 作業療法士</td> <td>採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円</td> </tr> <tr> <td>特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの</td> <td>採用後の期間に応じ 500円～2,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手当の額	医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ179,300円～365,500円	理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円	特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ 500円～2,500円							
区分	手当の額														
医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ179,300円～365,500円														
理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円														
特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ 500円～2,500円														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師・歯科医師</td> <td>国家試験に合格してからの期間に応じ179,300円～365,500円</td> </tr> <tr> <td>理学療法士 作業療法士</td> <td>採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円</td> </tr> <tr> <td>特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの</td> <td>採用後の期間に応じ 500円～2,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手当の額	医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ179,300円～365,500円	理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円	特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ 500円～2,500円							
区分	手当の額														
医師・歯科医師	国家試験に合格してからの期間に応じ179,300円～365,500円														
理学療法士 作業療法士	採用後の期間に応じ 2,000円～10,000円														
特殊な専門知識を有し、特別の事情があるもの	採用後の期間に応じ 500円～2,500円														
寒冷地手当	条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増嵩分を補填する趣旨で、11月から翌年3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じ支給。	同じ	—	千円 1,749,795	円 67,804										
初任給調整手当	医師・歯科医師等で人事委員会が定める職員に対し支給。	同じ	—	千円 75,896	円 2,810,951										
務手当 特勤	生活の著しく不便な山間地に所在する公署として人事委員会が定めるものに勤務する職員に対して、給料月額に支給割合（2級地2/100）を乗じて得た額を支給。 公署指定の変更に伴う経過措置：40%	同じ	—	千円 4,327	円 63,630										
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	—	千円 194,984	円 80,075										
指遣手当 農林業普及	農林業普及指導業務に従事する職員に対し、給料月額に4/100を乗じて得た額を支給。			千円 35,662	円 169,012										

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
へき地手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間へき地に所在する学校等に勤務する学校職員に対して、給料月額に支給割合（1級地1/100～3級地3/100）を乗じて得た額を支給。			千円 36,457	円 64,754
特別手当 義務教育等教員	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の教育職員に対し、給料の級及び号俸に応じ、2,000円から8,000円の範囲内で支給。			千円 1,153,337	円 63,572
定時制通信教育手当	定時制又は通信制課程を置く高校で、定時制又は通信制を本務とする教諭等に対し、20,000円を支給。なお、夜間定時制本務の教諭等には2,000円を加算。			千円 81,591	円 242,109
産業教育手当	農業課程又は工業課程を置く高校で、実習を伴う農業又は工業の科目を担当する教諭等に対し、20,000円又は12,000円を支給。			千円 109,606	円 231,236

(11) 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		給料月額等
給料	知 副 知 事	1,282,000円 988,000円
	議 副 議 長	988,000円 864,000円 807,000円
期末手当	知 副 知 事	(24年度支給割合) 2.95月分
	議 副 議 長	(24年度支給割合) 2.95月分
退職手当	知 副 知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 128万2千円×在職月数×0.65 3,999万8千4百円 任期毎 98万8千円×在職月数×0.45 2,134万8百円 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

(12) 公営企業職員の状況

① 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占め る職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
24年度					
電気事業	2,693,628	173,290	371,898	13.8	13.1
水道事業	3,946,954	764,952	438,781	11.1	10.8

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
24年度						
電気事業	49	218,503	69,448	83,947	371,898	7,590
水道事業	62	268,185	70,158	100,438	438,781	7,077

(注) 職員手当には退職手当を含みません。職員数は、24年4月1日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
電気事業	長野県	46.3歳	395,576円	610,410円
	団体平均	44.3歳	371,045円	573,850円
水道事業	長野県	49.6歳	380,232円	575,620円
	団体平均	45.8歳	384,685円	595,951円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

長 野 県	
1人当たり平均支給額（24年度）	
電気事業	1,713千円
水道事業	1,620千円
(24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分
(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5～20%
・管理職加算	15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

	長 野 県	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20年	23.5 月	30.55月
勤続 25年	33.5 月	41.34月
勤続 35年	47.5 月	59.28月
最高限度額	59.28月	59.28月
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（3%～30%加算）	
1人あたり平均支給額		
電気事業	- 千円	28,115千円
水道事業	- 千円	23,230千円

（注）退職手当の1人あたり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

支給実績（24年度決算）		7,820千円	
支給職員1人あたり平均支給年額（24年度決算）		70,450円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
	%	人	%
電気事業（全県）	1.5	49	1.5
水道事業（全県）	1.5	62	1.5

エ 特殊勤務手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

支給総額（24年度決算）		千円	
	電気事業	93	
	水道事業	240	
支給職員1人あたり平均支給年額（24年度決算）		円	
	電気事業	8,475	
	水道事業	12,669	
職員全体に占める手当支給職員の割合（24年度）		%	
	電気事業	22.4	
	水道事業	30.6	
手当の種類（手当数）		電気事業及び水道事業合計で5	
	電気事業		
	水道事業		
手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
手 特 当 現 場 作 業	職員	地上又は水面上15メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
		地上又は水面上5メートル以上15メートル未満の足場の不安定な箇所で行う作業	1日につき400円 (2時間未満の場合240円)
		橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において地下下15メートル以上の縦坑（直径が15メートル未満のものに限る。）で行う作業	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)

手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価																				
特殊現場作業手当	職員	橋脚の基礎工事その他河川等におけるこれに類する工事において水面下2メートル以上の深所又は地面下5メートル以上の縦坑（直径が5メートル未満のものに限る。）で行う作業	1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																				
		土砂の崩落の危険があるすい道、横坑又は斜坑の坑内で行う作業	1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																				
		土砂の崩落の危険がある作業現場の作業等で傾斜20度以上の斜面又はその直下の足場の不安定な箇所で行うもの	1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																				
		普通高圧以上の活線作業	1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																				
		特別高圧送電線路における特殊装柱（開閉器装着柱、分岐柱、ガントリー柱等をいう。）の活線上部作業	1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																				
		水圧鉄管の内部作業	1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																				
		水圧鉄管充水中の水車、ケーシング又はドラフトチューブの内部作業	1日につき200円 （4時間未満の場合120円）																				
		次の範囲内で活線に接して行う作業	1日につき200円 （4時間未満の場合120円）																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>距離区分 活線の電圧区分</th> <th>頭上</th> <th>側面</th> <th>足下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メートル以内</td> <td>メートル以内</td> <td>メートル以内</td> <td>メートル以内</td> </tr> <tr> <td>3,300ボルト以上 22,000ボルト未満</td> <td>0.4</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>22,000ボルト以上 154,000ボルト未満</td> <td>0.6</td> <td>1.0</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>154,000ボルト以上</td> <td>1.8</td> <td>2.5</td> <td>3.6</td> </tr> </tbody> </table>	距離区分 活線の電圧区分	頭上	側面	足下	メートル以内	メートル以内	メートル以内	メートル以内	3,300ボルト以上 22,000ボルト未満	0.4	0.8	0.8	22,000ボルト以上 154,000ボルト未満	0.6	1.0	1.2	154,000ボルト以上	1.8	2.5	3.6	
	距離区分 活線の電圧区分	頭上	側面	足下																			
	メートル以内	メートル以内	メートル以内	メートル以内																			
	3,300ボルト以上 22,000ボルト未満	0.4	0.8	0.8																			
	22,000ボルト以上 154,000ボルト未満	0.6	1.0	1.2																			
	154,000ボルト以上	1.8	2.5	3.6																			
	職員	電気工作物に係る次に掲げる作業で著しく危険なもの （1）送電線路補修作業 （2）外線作業 （3）主要機器の分解補修及び据付けの作業 （4）屋外鉄構の組立て又は架線の作業	1日につき200円 （4時間未満の場合120円）																				
大規模なダム建設工事現場（当該工事現場に附帯する発電所建設工事現場を含む。）で行う作業		1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																					
重大な災害の発生した現場等で行う水防、消防、救助等の作業		1日につき600円（2時間未満の場合360円）。この場合において、作業が日没から日の出までの間（以下「夜間」という。）に行われるときは900円（2時間未満の場合540円）																					
重大な災害の発生した現場等で行う巡回監視、避難誘導又は広報宣伝の作業		1日につき400円（2時間未満の場合240円）。この場合において、作業が夜間に行われるときは600円（2時間未満の場合360円）																					
道路における上水道の漏水調査、導管の敷設等の作業で、午後8時から翌日の午前6時までの間において行うもの又は交通が頻繁な道路若しくは混雑する道路において交通を遮断することなく行うもの		1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																					
洪水警戒体制時において行うダム管理の作業又は大雨、雷雨、強風等の悪天候下の屋外において行う水門管理の作業		1日につき300円 （2時間未満の場合180円）																					
ダムにおいて行う12月1日から翌年の3月31日までの間の屋外又はダム本体内部における計器の点検、整備、調査及び測定の作業		1日につき300円 （2時間未満の場合180円）																					
ダム湖において行う流木等の除去のための船上作業		1日につき400円 （2時間未満の場合240円）																					
発電機の運転に伴い発生する騒音が90デシベル以上である当該発電機の周辺において行う当該運転中の発電機の主軸の点検その他の作業	1日につき500円 （2時間未満の場合300円）																						

手当名	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
手 取 水 口 危 険 作 業 手 当	職員	発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の導水管内で行う作業	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
		発電管理事務所、上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所の取水門において行うごみ除去の作業	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
		送水管、導水管等の敷設作業で有毒ガスの充満又は酸素の欠乏するおそれのある管路の内部において行うもの	1日につき500円 (2時間未満の場合300円)
手 有 害 物 取 扱 手 当	職員	有害ガスの発生を伴う実験等の作業又は有毒ガスの漏れるおそれの著しい危険な機器の取扱作業若しくは作業中有毒ガスの漏れた場合において行う必要な緊急処置で著しく危険な作業	1日につき300円 (4時間未満の場合180円)
手 用 地 交 渉 手 当	職員	用地の取得又は用地の取得に伴う物件若しくは権利の補償に関し、現地において次に掲げる者以外の権利者を行う交渉 (1) 国、地方公共団体、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫、特別の法律により設立された法人のうち国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2に規定するものその他これらに準ずるもの (2) 土地、物件又はこれらに関する権利の譲渡を申し出たもの	1日につき700円(2時間未満の場合560円)。この場合において、交渉が午後7時以後に及ぶときは1,100円(2時間未満の場合960円)
手 浄 水 検 査 手 当	職員	上田水道管理事務所又は水道用水管理事務所に勤務し、浄水の最終検査に従事することを常例とする職員が行う当該検査	1日につき400円 (2時間未満の場合240円)

オ 時間外勤務手当

支給実績(24年度決算)	千円
電気事業	20,171
水道事業	28,839
職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)	千円
電気事業	412
水道事業	465
支給実績(23年度決算)	千円
電気事業	26,334
水道事業	27,730
職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)	千円
電気事業	506
水道事業	455

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24 年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給。		同じ	千円 電気事業 10,468 水道事業 10,095	円 電気事業 275,474 水道事業 246,207
	区分	手当の額			
	配偶者	13,000円			
	子、孫、父母、祖父母、弟妹、重度心身障害者	1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合はそのうち1人については11,000円）。 なお、扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、当該子の扶養手当の月額に5,000円を加算した額を当該子の扶養手当の月額とする。			
住居手当	住宅を借り受け月額10,500円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住する職員に対し支給。		同じ	千円 電気事業 3,392 水道事業 2,509	円 電気事業 106,000 水道事業 59,738
	区分	手当の額			
	借家等	[家賃月23,000円以下] 支給額＝家賃相当額－10,500円 [家賃月23,000円超] 支給額＝12,500円＋（家賃相当額－23,000円）×1/2 （最高支給限度額：27,000円）			
	別居する配偶者のための借家等	上記の2分の1の額			
	自宅居住者	廃止（経過措置2,000円）			
	別居する配偶者のための自宅	廃止（経過措置1,000円）			

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)	
通勤手当	通勤のため電車・バスなどの交通機関又は自動車などの交通用具を使用する職員に対し支給。	同じ	—	千円 電気事業 4,664 水道事業 10,516	円 電気事業 126,046 水道事業 178,242	
	区分					手当の額
	交通機関利用者					6か月定期券等の価額により一括支給。 支給限度額：1か月当たりの運賃等相当額が55,000円まで
	交通用具使用者					使用距離に応じて2,440円～37,920円（自動車・バイク・自転車とも同額）。
	特急列車、高速道の加算		通勤のため特急列車、高速道等を利用することが必要である職員のうち一定の要件を満たすものについて、特急料金等の1/2の額を上記の手当額に加算して支給。（加算限度額30,000円）			
単身赴任手当	異動に伴う住居の移転により、同居していた配偶者と別居する職員に対し支給。基本額は23,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との距離に応じ6,000円～12,000円を加算。	同じ	—	千円 電気事業 2,034 水道事業 624	円 電気事業 339,000 水道事業 312,000	
宿日直手当	正規の勤務時間外又は休日において、宿日直勤務をした職員に対し支給。	同じ	—	千円 電気事業 17 水道事業 38	円 電気事業 4,200 水道事業 4,200	
	区分					手当の額 (勤務1回につき)
	一般の宿日直					4,200円
管理職員特別勤務手当	公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職手当の支給を受ける管理・監督の地位にある職員に対し支給。勤務1回につき12,000円以内（勤務が6時間を超える場合には18,000円以内）の額とする。	同じ	—	千円 電気事業 — 水道事業 —	円 電気事業 — 水道事業 —	

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (24年度決算)										
管理職手当	管理・監督の地位にある職員のうち、管理者が指定するものに対して、その職務・職責に応じた額を支給。	同じ	—	千円	円										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級</td> <td>94,800円～130,700円</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>59,000円～80,700円</td> </tr> </tbody> </table>			職	支給額	部長級	94,800円～130,700円	課長級	59,000円～80,700円	電気事業 7,086	電気事業 885,771				
	職			支給額											
部長級	94,800円～130,700円														
課長級	59,000円～80,700円														
		水道事業 7,028	水道事業 1,004,045												
寒冷地手当	条例で定める寒冷地に勤務する職員に対し、冬季間における寒冷、積雪による暖房費等の増嵩分を補填する趣旨で、11月から3月までの期間、条例で定めた額を職員の世帯等の区分に応じて支給。	同じ	—	千円	円										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯等の区分</th> <th colspan="2">世帯主である職員</th> <th rowspan="2">その他の職員</th> </tr> <tr> <th>扶養親族のある職員</th> <th>その他の世帯主である職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月額</td> <td>17,800円</td> <td>10,200円</td> <td>7,360円</td> </tr> </tbody> </table>			世帯等の区分	世帯主である職員		その他の職員	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	月額	17,800円	10,200円	7,360円	電気事業 3,890	電気事業 79,404
	世帯等の区分				世帯主である職員			その他の職員							
扶養親族のある職員		その他の世帯主である職員													
月額	17,800円	10,200円	7,360円												
		水道事業 4,433	水道事業 71,503												
手当 特 地 勤 務	生活の著しく不便な山間地に所在する現地機関等として管理者が指定するものに勤務する職員に対して、給料月額に1/100の支給割合を乗じて得た額を支給。	同じ	—	千円	円										
				電気事業 79	電気事業 19,737										
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌朝の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの額に25/100を乗じて得た額を勤務した時間数に応じて支給。	同じ	—	千円	円										
				水道事業 1,935	水道事業 278,955										

8 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験の日程（平成24年度）

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用上級試験 (大学卒業程度)	行政	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和52年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人 ②平成3年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成25年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月24日 長野市・塩尻市	7月14・15日 7月24日～8月2日 8月17日～24日 長野市	9月4日
	電気	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和52年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人 ②平成3年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成25年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	機械	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和52年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人 ②平成3年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成25年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	化学	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和52年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人 ②平成3年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成25年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用上級試験 (大学卒業程度)	農業	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和52年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人 ②平成3年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成25年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月24日 長野市・塩尻市	7月14・15日 7月24日～8月2日 8月17日～24日 長野市	9月4日
	水産	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和52年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人 ②平成3年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成25年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	総合 土木	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和52年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人 ②平成3年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成25年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	建築	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和52年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人 ②平成3年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成25年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用上級試験 (大学卒業程度)	林業	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和52年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人 ②平成3年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成25年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月24日 長野市・塩尻市	7月14・15日 7月24日～8月2日 8月17日～24日 長野市	9月4日
	薬剤師	次の①又は②を満たす人で③及び④並びに⑤を満たす人。①昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人 ②平成元年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成25年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤薬剤師の免許を有する人(平成25年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人を含む。)			
	保健師	次の①又は②を満たす人で③及び④並びに⑤を満たす人。①昭和52年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人 ②平成3年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成25年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ⑤保健師の免許を有する人(平成25年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人を含む。)			
長野県職員採用中級試験 (短大卒業程度)	司書	次のすべてを満たす人 ①昭和52年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人 ②司書の資格を有する人又は平成25年3月31日までに取得見込みの人 ③地方公務員法第15条に規定する欠格条項に該当しない人	9月23日 長野市・松本市	10月14日 10月22日～25日 長野市	11月19日

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県職員採用中級試験 (短大卒業程度)	臨床検査技師	次のすべてを満たす人 ①昭和52年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人 ②臨床検査技師の免許を有する人又は平成25年3月31日までに取得見込みの人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月23日 長野市・松本市	10月14日 10月22日～25日 長野市	11月19日
長野県職員採用初級試験 (高校卒業程度)	行政	次のすべてを満たす人 ①平成3年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月23日 長野市・松本市	10月14日 10月22日～25日 長野市	11月19日
	農業	次のすべてを満たす人 ①平成3年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	総合 土木	次のすべてを満たす人 ①平成3年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
	林業	次のすべてを満たす人 ①平成3年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
長野県警察職員採用 上級試験 (大学卒業程度)	行政	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和52年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人 ②平成3年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成25年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月24日 長野市・塩尻市	7月15日 7月23日 長野市	8月20日

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県警察職員採用 上級試験（大学卒業程度）	鑑識 物理	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和52年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人 ②平成3年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成25年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月24日 長野市・塩尻市	7月15日 7月23日 長野市	8月20日
	鑑識 化学	次の①又は②を満たす人で③及び④を満たす人。①昭和52年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人 ②平成3年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成25年3月までに卒業見込みの人 ③日本国籍を有する人 ④地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	6月24日 長野市・塩尻市	7月15日 7月23日 長野市	8月20日
	保健師	次のすべてを満たす人。①昭和52年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人 ④保健師の免許を有する人（平成25年の春までに行われる国家試験により、当該免許を取得する見込みの人を含む。）			
長野県警察職員採用 初級試験（高校卒業程度）	行政	次のすべてを満たす人 ①平成3年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月23日 長野市・松本市	10月26日 長野市	11月19日
長野県警察官採用試験（A） （平成24年10月採用）	男性	次のすべてを満たす人 ①昭和57年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成24年9月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	長野県警察官採用試験 （A・平成24年10月採用）	6月8日～13日 長野市	7月2日

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県警察官採用試験 (A) (平成24年10月採用)	女性	次のすべてを満たす人 ①昭和57年4月2日以降に生まれた女性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成24年9月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	長野県警察官採用試験 (A・平成24年10月採用)	6月8日～13日 長野市	7月2日
長野県警察官採用試験 (A) (平成25年4月採用第1回)	男性	次のすべてを満たす人 ①昭和57年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成25年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	5月13日 長野市・松本市	6月8日～13日 長野市	7月2日
	女性	次のすべてを満たす人 ①昭和57年4月2日以降に生まれた女性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成25年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			
長野県警察官採用試験 (A) (平成25年4月採用第2回)	男性	次のすべてを満たす人 ①昭和57年4月2日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成25年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	7月8日 長野市・松本市	8月29日・30日 長野市	9月18日
	女性	次のすべてを満たす人 ①昭和57年4月2日以降に生まれた女性で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成25年3月までに卒業見込みの人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人			

試験の名称	試験区分	受験資格 (生年月日等)	第1次試験 日・試験地	第2次試験 日・試験地	合格者 決定日
長野県警察官採用試験（B）	男性	次のすべてを満たす人 ①昭和57年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた男性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成25年3月までに卒業見込みの人を除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月16日 長野市・松本市	10月29日～31日 長野市	11月19日
	女性	次のすべてを満たす人 ①昭和57年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた女性。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成25年3月までに卒業見込みの人を除く。 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月16日 長野市・松本市	10月29日～31日 長野市	11月19日
長野県市町村立小中学校 栄養職員採用試験	学校 栄養	次のすべてを満たす人 ①昭和52年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人 ②栄養士の免許を有する人又は平成25年3月31日までに取得見込みの人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月23日 長野市・松本市	10月14日 10月22日～25日 長野市	11月19日
長野県市町村立小中学校 事務職員採用試験	小中 事務	次のすべてを満たす人 ①昭和52年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人 ②日本国籍を有する人 ③地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人	9月23日 長野市・松本市	10月14日 10月22日～25日 長野市	11月19日

(2) 採用試験の実施状況 (平成24年度)

試験の名称	試験区分	採用予定人員 (人)	申込者数 (人)	1次試験 受験者数 (人) A	1次試験 合格者数 (人)	2次試験 受験者数 (人)	最終 合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
長野県職員採用上級試験 (大学卒業程度)	行政	80名程度	868	663	172	151	90	7.4
	電気	若干名	35	24	8	8	2	12.0
	機械	5名程度	39	23	10	9	4	5.8
	化学	若干名	41	30	6	6	2	15.0
	農業	10名程度	72	57	26	25	14	4.1
	水産	若干名	16	15	5	5	1	15.0
	総合 土木	20名程度	59	45	26	24	16	2.8
	建築	5名程度	21	16	4	3	2	8.0
	林業	5名程度	35	32	11	10	5	6.4
	薬剤師	若干名	18	14	7	7	2	7.0
	保健師	若干名	12	10	5	4	1	10.0
長野県職員採用中級試験 (短大卒業程度)	司書	若干名	124	100	6	6	1	100.0
	臨床 検査技師	若干名	4	2	1	1	1	2.0
長野県職員採用初級試験 (高校卒業程度)	行政	10名程度	182	161	36	32	15	10.7
	農業	若干名	13	11	3	3	1	11.0
	総合 土木	5名程度	13	13	7	7	4	3.3
	林業	若干名	10	10	4	3	2	5.0
長野県警察職員採用上級試験 (大学卒業程度)	行政	15名程度	168	121	43	40	16	7.6
	鑑識 物理	若干名	11	9	3	3	2	4.5
	鑑識 化学	若干名	43	33	5	5	2	16.5
	保健師	若干名	9	9	2	2	2	4.5

試験の名称	試験区分	採用 予定人員 (人)	申込者数 (人)	1次試験 受験者数 (人) A	1次試験 合格者数 (人)	2次試験 受験者数 (人)	最終 合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
長野県警察職員採用初級試験 (高校卒業程度)	行政	5名 程度	100	94	21	21	4	23.5
長野県警察官採用試験 (A) (平成24年10月採用)	男性	20名 程度	135	108	79	75	21	5.1
	女性	5名 程度	22	16	12	9	3	5.3
長野県警察官採用試験 (A) (平成25年4月採用第1回)	男性	60名 程度	498	382	249	211	87	4.4
	女性	15名 程度	136	96	61	47	30	3.2
長野県警察官採用試験 (A) (平成25年4月採用第2回)	男性	20名 程度	516	328	79	55	19	17.3
	女性	5名 程度	130	60	31	25	11	5.5
長野県警察官採用試験 (B)	男性	30名 程度	369	296	167	158	30	9.9
	女性	10名 程度	99	70	43	38	14	5.0
長野県市町村立小中学校 栄養職員採用試験	学校 栄養	5名 程度	74	68	13	13	5	13.6
長野県市町村立小中学校 事務職員採用試験	小中 事務	10名 程度	428	307	25	24	11	27.9

(3) 採用選考の実施状況（平成24年度）

① 民間企業等職務経験者を対象とした選考考査

職 種	採 用 予定人員 (人)	申込者数 (人)	1次考査 受験者数 (人) A	1次考査 合格者数 (人)	2次考査 受験者数 (人)	最 終 合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
行政	10名 程度	446	367	50	45	14	26.2
電気	若干名	6	5	2	2	1	5.0
機械	若干名	12	11	1	1	0	-
化学	若干名	18	16	4	2	0	-
農業	若干名	1	1	1	1	1	1.0
総合土木	5名 程度	44	40	8	8	5	8.0
建築（A）	若干名	4	3	3	3	3	1.0
建築（B）	若干名	7	7	3	3	2	3.5
林業	若干名	5	5	2	2	0	-

② 身体障害者を対象とする選考考査

職 種	勤務予定地	採 用 予定者数 (人)	申込者数 (人)	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	競争倍率 (倍) A/B
県職員	東信・南信 中信・北信	若干名	15	15	4	3.8
警察職員	警察本部 など	若干名	11	11	1	11.0
小中学校 事務職員	東信・南信	若干名	6	6	2	3.0

③ 技能労務職員採用選考考査

未実施

④ 技能労務に従事する職員をもって充てる一般事務職員等採用選考考査

職種	受験者数 (人) A	合格者数 (人) B	合格率 (倍) A/B
県職員 (一般事務・技術職員)	14	11	1.3

⑤ 県職員（ヘリコプター操縦士）採用選考考査

未実施

9 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況（平成24年）

第1 職員の給与

1 本年の給与の改定

(1) 職員給与と民間給与の比較

ア 月例給

職員と民間（企業規模 50 人以上）従業員の本年 4 月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職、年齢、学歴を同じくする者同士を比較した結果は、下表のとおりです。

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (C)=(A)-(B) (C/B×100)
388,382 円	388,387 円	△ 5 円 (0.00%)

イ 特別給

民間において、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に支払われたボーナスと、本年の職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を比較した結果は、下表のとおりです。

民間支給月数 (A)	職員支給月数 (B)	較 差 (A)-(B)
3.95 月分	3.95 月分	0.00 月分

(2) 給与改定の内容

ア 給料表

職員の給与と民間従業員の給与がほぼ均衡しているため、改定を行わない。

イ 期末・勤勉手当

民間の年間支給月数（3.95 月分）と均衡しているため、改定を行わない。

2 給与制度の改正等

(1) 給与構造改革における経過措置額の廃止及び昇給の回復について

- ・ 給与構造改革における経過措置額については廃止。廃止に伴って生ずる制度改正原資を活用して、若年・中堅層を中心に、給与構造改革期間（平成 18～21 年度）中抑制されてきた昇給の回復に充てること。
- ・ 廃止に当たっては、本県の実情を踏まえた所要の激変緩和措置を設けること。

(2) 昇給・昇格制度の見直し

人事院が勧告した昇給・昇格制度の見直しについては、本県の実情を踏まえ、国、他の都道府県の動向を注視しながら引き続き検討

第2 人事管理に関する課題

高齢期の雇用問題

- ・ 国は、本年3月、定年退職する職員が希望する場合、原則再任用とした「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」を決定
- ・ 地方公務員についても、制度の検討が進められており、本県においても、国の検討の動向を注視しつつ、本県の実情を踏まえ、高齢層職員の能力・経験の活用方法やポストの確保等について早急に検討を進めていく必要

10 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成24年度）

区分	平成23年度末 (24. 3. 31) 係属件数	平成24年度						平成24年度末 (25. 3. 31) 係属件数
		新規 請求 件数	処理件数					
			判定			却下	取下げ	
			全部 容認	一部 容認	全部 否認			
給 与	0	0	0	0	0	0	0	0
旅 費	0	0	0	0	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0	0	0	0	0
休 暇	0	0	0	0	0	0	0	0
執務環境	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生福利	0	0	0	0	0	0	0	0
転 任	0	0	0	0	0	0	0	0
任 用	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

11 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成24年度）

区分	平成23年度末 (24. 3. 31) 係属件数	平成24年度						平成24年度末 (25. 3. 31) 係属件数	
		新規 請求 件数	処理件数						
			判定			却下	取下げ		
			処分 承認	処分 修正	処分 取消				
分限処分	免 職	1	0	0	0	0	0	0	1
	休 職	0	0	0	0	0	0	0	0
	降 任	1	0	0	0	0	0	0	1
懲戒処分	免 職	1	0	0	1	0	0	0	0
	停 職	0	0	0	0	0	0	0	0
	減 給	0	1	0	0	0	0	0	1
	戒 告	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	3	1	0	1	0	0	0	0	3